

「平成 25 年度税制改正に関する意見」重点項目

平成 24 年 10 月 25 日
日本商工会議所

1. 消費税引上げに伴う弊害の是正

- 円滑な価格転嫁の実現のため、徹底した広報をはじめ万全の対策の実施を
 - ・「消費税は転嫁されるもの」との明確なメッセージを国民、事業者、特に取引上強い立場にある者に発信。過去の全ての価格転嫁対策をはじめ、あらゆる手立てを継続的に実施すべき
- 景気の下振れをカバーし、経済成長を促進する景気・経済対策の実施を
 - ・購入価額が高額で、経済波及効果が大きい住宅等に対する実効性の高い措置が必要
- 中小企業経営への影響を最小限に止める支援策の実施を
 - ・少額減価償却資産の固定資産税免除と特例上限 300 万円引上げ、商業・サービス業の設備投資減税の拡充、延滞税引下げや申告期限延長等の柔軟な納税環境整備、公的融資の拡充が必要
- 中小企業に追加的に煩雑な事務負担増を強いる、複数税率・インボイスの導入には断固反対
 - ・逆進性対策が必要な場合は、共通番号を早期導入し、きめ細かな給付支援で対応すべき
- 簡易課税制度のみなし仕入率は、震災や経済変動等を考慮して、直近の複数年度で判断を
- 消費税引上げに伴い、二重課税の解消を（印紙税、車体課税の廃止等）

2. 事業承継と創業促進に資する税制の拡充

<事業承継税制の拡充>

- 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の改善を
 - ・制度利用を阻害している、納税猶予打切り基準や役員退任要件の緩和等は直ちに措置すべき
 - ・制度利用を促進するため、納税猶予割合 10 割への引上げ、発行議決権株式の総数上限（2/3）の撤廃、農地との制度上の差異の是正、5 年経過後の納税猶予額の全額免除等の拡充が必要
- 駅前商店街の個人事業主等の事業承継を阻害する相続税の課税強化（基礎控除の引下げ等）は行うべきでない

<創業促進税制の拡充>

- 創業後 5 年間の中小企業に対する税制措置等の拡充を（法人税免税・社会保険料の減免等）
- 会社設立に係る印紙税および登録免許税の廃止を

3. 中小企業等の活力強化に資する税制の拡充

- 復興増税期間の終了を待たずに、中小軽減税率を含む法人実効税率の引下げを
 - ・法人実効税率（国税・地方税）のアジア諸国並み（20%台）への引下げ
 - ・中小軽減税率の 11%以下への引下げ、適用所得金額の拡大（800 万円⇒1,600 万円）
- 地域社会の安定を支える中堅企業を後押しする税制措置の拡充を（留保金課税の廃止等）
- 中小企業の海外展開・販路拡大や人材確保・能力開発を後押しする税制措置の創設を

4. 内需拡大・地域活性化に資する税制の拡充

- 資産の世代間移転を促進する税制の拡充を（贈与税の非課税枠 1,000 万円への引上げ等）
- 消費の減退や、わが国の人材や資産の海外流出を招く、所得税の課税強化は避けるべき
- 交際費の全額損金算入化の実現を
- 企業活動の拡大を阻害する事業所税の廃止を

以上